

【食事療養費の改定について】

2024年6月1日から入院時のお食事の負担額が変わります。

入院時の食事療養の標準負担額（患者さん負担額）

所得区分		令和6年5月まで	令和6年6月から
69歳以下の患者様	70歳以上の患者様		
区分 ア	現役並 III	1食：460円 (1日3食：1380円)	1食：490円 (1日3食：1470円)
区分 イ	現役並 II		
区分 ウ	現役並 I		
区分 エ	一般		
区分 オ	低所得 II	1食：210円	1食：230円
過去12か月の入院日数が91日以下		(1日3食：630円)	(1日3食：690円)
区分 オ	低所得 II	1食：160円	1食：180円
過去12か月の入院日数が91日以上		(1日3食：480円)	(1日3食：540円)
	低所得 I	1食：100円	1食：110円
		(1日3食：300円)	(1日3食：330円)

※全医療機関共通の改定となります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。